



# 10年経過した 照明器具は **赤信号** 点検と交換が必要です。

毎日、なにげなく使用している照明器具。

耐用年数の限りがあるにもかかわらず、案外見過ごされているのが現状です。10年を過ぎた照明器具は、外観だけでは判断できない器具の劣化が進んでいます。例えば、器具内の安定器が絶縁劣化によりまれに発煙事故に至る場合があります。

安全性の面からも早めに点検と交換をご検討ください。

※昭和47年以前の安定器は、PCBを使用したものがあります。

すでに約40年以上も経過していますので、早急に交換が必要です。

## 現在お使いの照明器具に、こんな現象は出ていませんか？

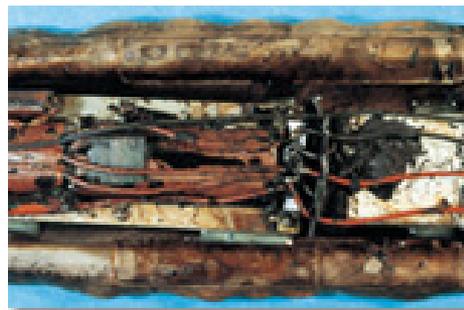
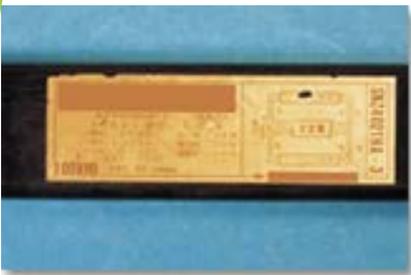
最近、故障が  
増えている。

ランプの交換が  
多くなっている。

焦げ臭い  
においがする。

掃除しても  
汚れがとれない。

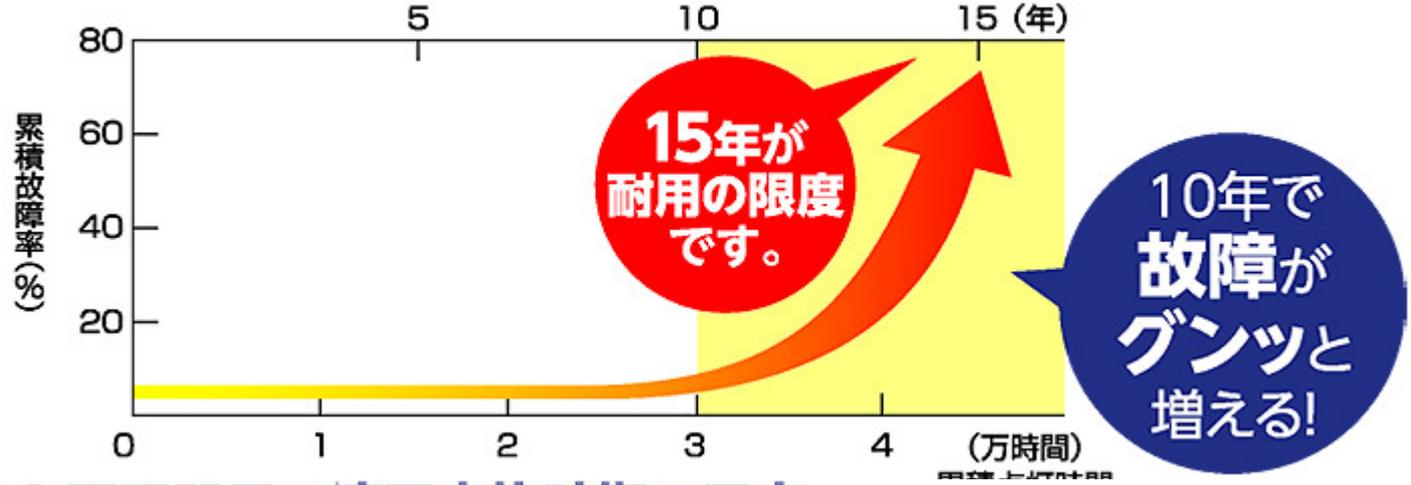
ソケットが  
変色している。



# 照明器具の交換目安は約10年です。

古くなった照明器具は早めに取り換えるのが一番ですが、JIS（日本工業規格）によれば、交換の目安を約10年としています。

## ●照明器具の累積故障率 累積点灯年数(10時間/日、年間3,000時間点灯)



## ●照明器具の適正交換時期の目安

使用時間	3,000時間 / 年 (10時間 / 日)				
主な用途	事務所、工場 (一般)、店舗				
使用条件	電 圧	定 格			105%
	温度 (°C)	30以下	40	30以下	40
交換時期 (年)	10	5	7	3.5	

※次の条件で使用されますと絶縁材料の温度上昇が大きくなり器具寿命が短くなります。

- 電源電圧が105%を超えるもの。 ●周囲温度が40°Cを超える場所。
- 裏面にガラスウールなど断熱性の材料を用いた天井面に取付けたり、埋込器具背面を断熱性の材料で覆う場合。(断熱材で覆われる場合は、断熱施工器具をご使用ください。)
- 10時間/日を超えて点灯する場合。

[●JIS C 8105-1「照明器具 - 第1部：安全性要求事項通則」の抜粋]